

新旧対照表

2023年7月7日

auカブコム証券

変更箇所は下線部

総合取引約款

新	旧	備考
<p>第3 2条（解約） 次に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、お客様と当社の契約はすべて（この約款に基づく契約に限りません）解約されるものとします。</p> <p>（5）第3 5条に定める約款等の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>（8）お客様が当社の定める範囲内及び期間内に本サービスを利用されない場合で当社が解約を申し出た場合 （注）該当するお客様には、ログイン後画面を通じ当社が定める一定期間「告知文」を掲載いたします。明確なご回答が無い場合は、ご利用意向がないものとみなさせていただきます。</p> <p>（9）お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が判断し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>（1 2）お客様が当社に対し法的な責任を超えた不当な要求を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、当社が解約を申し出た場合</p>	<p>第3 2条（解約） 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解約されます。</p> <p>（5）第3 4条に定める約款等の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>（8）お客様が当社の定める範囲内及び期間内に本サービスを利用されない場合 （注）該当するお客様には、ログイン後画面を通じ一定期間「告知文」を掲載いたします。明確なご回答が無い場合は、ご利用意向がないものとみなさせていただきます。</p> <p>（9）お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>（1 2）お客様が当社に対し法的な責任を超えた不当な要求を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合</p>	<p>本約款に基づく契約を解除した場合、すべての契約が解除されることを明示</p> <p>必須で解約されるのではなく、当社が判断をし、当社から申し出があった場合に解約されるよう変更。 以下、（9）、（12）、（13）、（14）、（15）、（20）も同様の趣旨。</p>

新	旧	備考
<p>(13) お客様が風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損したと当社が判断し、<u>当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(14) お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず<u>是正されず、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(15) お客様のソフトウェア等を使用した売買システムの利用が当社サービスに悪影響を及ぼすと当社が判断し、<u>当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(20) お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められると当社が判断し、<u>当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(2023年 7月改定)</p>	<p>(13) お客様が風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損した場合</p> <p>(14) お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず<u>是正されない場合</u></p> <p>(15) お客様のソフトウェア等を使用した売買システムの利用が当社サービスに悪影響を及ぼすと当社が判断した<u>場合</u></p> <p>(20) お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に<u>認められる場合</u></p> <p>巻末 新規</p>	